

信州ふるさとの道ふれあい事業（アダプトシステム）
サポーター（企業・団体）登録要領

（目的）

第1条 「信州ふるさとの道ふれあい事業（アダプトシステム）」により、道路愛護活動を行っている里親に対し、花苗、安全ベスト等の活動に必要な物品を提供いただける企業・団体（以下「サポーター」という。）を登録し、サポーターの支援により、持続的な道路環境の向上を図ります。

（提供希望物品）

第2条 サポーターに提供をお願いする物品は、次の各号に掲げるものとします。

- (1) 花苗
- (2) 作業時に着用する安全ベスト
- (3) その他里親の活動に必要な物品

（物品の提供方法）

第3条 前条の提供希望物品のうち、(1) 及び (3) は、サポーターから直接里親に提供するものとし、(2) は、サポーターは、県（道路管理課長）が指定する安全ベストを購入し、県（建設事務所長）を通じて里親に配布します。

（サポーターの要件）

第4条 サポーターは、年間5万円以上の物品を提供していただける企業・団体とします。

（サポーターの特典）

第5条 県（道路管理課長）は、サポーターの企業・団体名を県ホームページに掲載します。

2 サポーターは、県（道路管理課長）と協議の上、物品に企業・団体名を表示できます。

（サポーターの登録）

第6条 サポーター登録を希望する企業・団体は、登録申込書（別記様式）を、県（道路管理課長）へ提出します。

2 県（道路管理課長）は、第4条の要件に該当し、本要領の目的に適すると認められる企業・団体をサポーターとして登録します。

(サポーターの登録抹消)

第7条 県（道路管理課長）は、サポーターから登録を抹消したい旨の申し出があったときは、登録を抹消します。

2 県（道路管理課長）は、サポーターが本要領の規定に適さないと認められるときは、登録を抹消することができます。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行について必要な事項は別に定めま
す。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。